

2021年第1回定例会 上程時質疑
調布市組織条例の一部を改正する条例（案）について

議案第8号「調布市組織条例の一部を改正する条例（案）」に対し、通告にしたがいまして、一括で質疑を行います。

1 なぜコロナ禍の今、デジタル化推進なのか

本条例改正案は、デジタル化推進の体制作りとして、総務部で所管していた情報管理に関する事務を含めた行政のデジタル化推進に係る事務を行政経営部に移管することを目的としたものと理解しています。

合わせて、今定例会初日に議案第9号「調布市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）」が可決されたことで、J-Lis への職員派遣も4月から実施されることになっています。

これまでのマイナンバーカードを利用した取組の枠組みを超え、デジタル化に向けた大きな動きに着手する背景には、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」があると理解しています。これからの社会において、デジタル化が不可避であり、また有効に活用される場面もあることを全否定するものではありません。しかし、デジタル化推進にともなって懸念される事項についても同時に議論していくべきであり、特になぜコロナ禍の今、デジタル化推進に拍車をかけるのか、市の目的や、そこに付随する新たな課題への認識について確認したいと思います。

(1) デジタル化推進は、コロナ禍で最も行政支援を必要とする市民への救済措置となり得るとの認識か。今デジタル化を推進する必要性について認識を問う。

一点目です。

大枠ではデジタル化社会への移行は遅かれ早かれ必要なことと認識しています。一方、デジタル化は手段であって目的ではありませんので、市として何を目的としてデジタル化を推進するのか、そこが非常に重要です。

例えば、特別定額給付金の給付の際、銀行口座を持たない人たちは最後の現金給付の時を待たなければなりません。給付が届かなかった人もいます。コロナ禍で拡大しより顕著となった社会の格差をどのように行政支援で是正し、市民生活を支えるかが求められています。コロナ禍を大きなきっかけとして、組織替えを伴ったデジタル化への大きな舵切りを行うのであれば、そのデジタル化は、行政支援を最も必要

としている市民への救済措置の手段として第一に機能するものであるべきだと考えます。

しかし、実際のところ、例えば休校時のオンライン学習に備えて教育委員会が実施した保護者アンケートでは、ICT 機器を所持していなかったり、Wi-Fi 環境がなかったりする家庭が多数あることが分かりました。今の段階では、デジタル化推進は格差をさらに拡大する危険性を孕んでいると懸念しています。

このタイミングでのデジタル化推進であれば、コロナ感染症の影響を受けている市民生活の下支えとなり、困窮している人々への救済措置を第一の目的に掲げるべきだと考えますが、市は何を目的に、今のコロナ禍においてデジタル化推進に力を入れるのでしょうか。

(2) デジタル化推進の過渡期は職員にとって負担増となる。現場の声を尊重し、コロナ禍における市民益にかなう取組を最優先すべきではないか

2 点目です。特別定額給付金事業であきらかになったように、マイナンバーカードを利用した手続への対応には職員の手作業が伴います。調布市では、マイナンバーカードを利用した市民の利便性向上の取組みとして、情報連携を利用したマイナポータルが福祉関連手続の手続きで利用可能になっているにもかかわらず、現場の職員には、やはりデータを印刷し、目で正誤確認をした上で手入力をするという手間がかかっているのが現状です。

今後、デジタル化の推進で解消していく課題ではありますが、移行期間は、利用者のさらなる増加やシステム変更などに関わるさまざまな要因から業務負担や混乱が拡大することが容易に想像できます。果たしてコロナ禍において、デジタル化推進が市民益のために最優先するべき取組なのかどうか、特別定額給付金の際の経験も生かし、国や都の動向とは別に冷静に判断する必要があると考えます。

特に、すでにデジタル化で市民の利便性向上を優先的に進めている福祉に関わる部署は、今まさに、市民生活の根幹を支えるために、未知のウイルスと市民が抱えるさまざまな課題に向き合っています。また、以前から、あえて手続き時に対面での面談を行うことで、課題を抱える市民の現状をより正確に把握し、適切な支援につなげる努力をしている部署もあります。

これらの市民生活を支えるために最優先するべき業務に支障が出ないこと、またデジタル化を進めることで、これまで丁寧に積み上げてきた支援体制が後退しないこと

は非常に大切なことです。現場の声を尊重しながら、それぞれの分野に合った形を探りながら慎重に進めることこそが、全体としては、真の市民益につながると考えますが、市はそのような認識があるのでしょうか。

(3) 拙速なデジタル化推進は情報弱者を取り残し、特にコロナ禍においては格差を拡大する。国が目指す「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」実現の重要性への認識を問う。

3点目です。昨年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、デジタル化推進計画の意義として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というビジョンが示されています。

しかし現状でも、高齢者を中心にすでに情報弱者と言われる人々との格差が拡大していることは、地震や水害などの災害時にも大きな課題となっています。デジタル化推進の速度を上げれば、当然、恩恵を受ける人とそうでない人の格差はさらに拡大し、その隙間を埋めるための対応や、そもそも格差を生まないための取組みにも追われることとなります。一時的であれ、情報格差が拡大することを前提に、コロナ禍にある今、デジタル化を拙速に進めることは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」という目標と相反する事態を招くのではないかと懸念します。「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現する重要性についてどのような認識に立った取組なのでしょうか。

以上、内容が重なるところもありますが、ご答弁をお願いいたします。

<総務部答弁>

ただいま木下安子議員から、調布市組織条例の一部改正に関して、市における行政のデジタル化の推進についての御質問をいただきましたので、お答えいたします。

市は、行革プラン2019における重要な視点の1つに事務の効率化を位置づけ、ICT、AI、RPAなどの活用による事務の効率化に取り組んでおります。

本年度は、RPAを活用した税や保育に関する事務作業の自動化や、タブレット端末の活用によるペーパーレス化のほか、テレワークやオンライン会議の運用による働き方改革の推進などを図っており、引き続きこれらの取組を進めていくこととしております。

他方、昨年来の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて明らかとなった国と地方自治体のデジタル化の遅れや、不十分なシステム連携などの課題を踏まえ、国は行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化の推進と社会全体の変革に取り組むとしています。

あわせて、東京都においても、デジタル化による都民生活の質の向上に向けた取組の具体化、加速化を図るとしています。

こうしたデジタル化の推進に関する国や東京都の動向や、コロナ禍における市民の意識や生活様式の変化などを踏まえ、市においては行革プランに基づく取組をはじめとする行政のデジタル化をより一層推進し、市民の利便性の向上に取り組んでいく必要があると考えております。

また、行政のデジタル化を進める過程では、取組の検討や準備などにおいて一時的な業務負荷が生じることとなります。そのため、組織横断的な連携を図り、現状における課題や取組の目的、見込まれる効果などについて共通認識を持つとともに、職場の状況に応じた体制整備にも努めながら各種取組を進めてまいります。

次に、デジタル化の推進に当たっての留意事項についてです。

国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針においては、デジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会が示されています。

また、そのビジョンの実現に向け、国民生活の利便性向上や行政機関や民間事業者等の効率化、ユニバーサルデザインを考慮した設計などを前提とした人に優しいデジタル化である必要があるとされています。

市としても、行政のデジタル化の取組を進めるに当たっては、市民の利便性向上に加え、セキュリティー対策や事務の効率化の視点のほか、留意事項として、既存業務における従来のやり方の見直し、コストの抑制、デジタル技術に不慣れな市民への配慮の3点を整理しております。

今後も国や東京都の動向を注視するとともに、他自治体の先進事例を踏まえ、デジタル技術の活用によって市民の享受できるメリットに差が生じないように、適切な対策を検討してまいります。

以上でございます。

【まとめ】

ご答弁ありがとうございました。今回の組織替えが、これまでも進めてきたデジタル化を国や都の動向に合わせてスピードアップさせるための取組みの一つであり、過程において予測される混乱や課題については丁寧に対応しながら進める姿勢であると受け止めました。

コロナ感染症との関連性は、非接触型の社会への移行がきっかけとなっているということのみで、特にコロナの影響を受けている市民の生活向上を直接の目的には掲げていないということです。高齢者含め、広くデジタル化の恩恵を受けられない市民への配慮を求めます。

また、留意事項を3つ挙げられましたが、そこに個人情報に対する言及がありませんでした。国や都の動向を注視すると答弁にありましたが、国は自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進と同時進行で個人情報保護法を改正し、国が方針を定めることとしており、今国会での審議が予定されています。その目的として、国は、住民の利便性向上や業務効率化による行政サービス向上だけでなく、個人情報を価値創造の源泉であると捉える視点から、個人情報の利活用も一つに掲げています。

今後、国が個人情報保護とデータ流通を両立させる共通ルールを法律で定めるということですが、このこと自体が、そもそも地域に合わせて自主的に個人情報保護条例を制定し、個人情報保護審査会を通して運用してきた地方自治の否定でもあります。従来個人情報保護制度の内容が緩和されることに対して、市民と危機感を共有し、これまでデータの分散管理や個人情報保護審査会における審査等で担保されていた安全性を、法改正後もしっかりと担保していく見通しに立って取り組んでいただきたいと思います。そのためには専門知識を持つ人材育成が不可欠との視点に立って、J-LISへの職員派遣には賛成しました。

また、国や都が計画しているデジタル化推進には5Gネットワークの構築が不可欠なため、今後、基地局からの強い電磁波に終始曝されることになる子どもをはじめ市民への健康被害も非常に大きな懸念材料です。今、市ではすでに電磁波過敏症に苦しむ市民の声を受け止める受け皿がなく、認識を深めるための調査・研究にも着手できていません。デジタル化推進の立場を取る以上、無関係というわけにはいかない問題ですので、予防原則に立ち、電磁波の危険性についても見識を深めるべきだと考えます。

デジタル化推進にともなうさまざまな懸案事項をしっかりと議論の俎上に載せ、各

部署との連携の下、SDGsの理念とも、また市のパラハートちょうふの理念とも齟齬のない、調布市独自の「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」推進の形を模索していただくことを要望しまして、あとは委員会の議論に委ねたいと思います。以上で質疑を終わります。